

令和元年度 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく事業者の測定結果

ダイオキシン類対策特別措置法第28条の規定により、廃棄物焼却炉等を設置する事業者は、年1回以上、排出ガス等のダイオキシン類による汚染の状況について測定し、その結果を報告することが義務付けられています。市内の事業所から報告のあった令和元年度分の測定結果を取りまとめましたので、公表します。

測定結果の概要

1. 大気基準適用施設（廃棄物焼却炉）

令和2年3月末において報告義務のある事業所は3事業所4施設（1施設は休止中）で、測定結果は報告されており、排出基準に適合していました。（表-1）

2. 水質基準適用事業場（下水道終末処理場）

令和2年3月末において報告義務のある事業所は1事業所2排水口（1排水口は現在未使用）で、測定結果は報告されており、排出基準に適合していました。（表-2）

表-1 大気基準対象施設

事業場 No.	事業場名	所在地	施設 No.	ダイオキシン類(排出ガス)			ダイオキシン類(燃え殻)		ダイオキシン類(ばいじん)		備考
				試料採取日	測定結果 (ng-TEQ/m3N)	基準	試料採取日	測定結果 (ng-TEQ/g)	試料採取日	測定結果 (ng-TEQ/g)	
1	大和川下流流域下水道 今池水みらいセンター	松原市天美西7-265-1	1	R1.10.30	0.00000061	5	-	-	R1.10.29	0.00000010	2号炉 (流動床炉)
			2	R1.9.17	0.00000095	1	-	-	R1.10.29	0.000029	3号炉 (流動床炉)
2	松原市サニテーション	松原市天美西7-26-1	3	-	-	10	-	-	-	-	平成24年度休止
3	(株)マナックス三宅工場	松原市三宅東4-1456-1	4	R2.2.10	0.034	10	R2.2.10	0.000078	-	-	

表-2 水質基準対象施設

事業場 No.	事業場名	所在地	特定施設の種類の種類	試料 No.	試料採取日	ダイオキシン類(排水水)		備考
						測定結果 (pg-TEQ/L)	基準	
1	大和川下流流域下水道 今池水みらいセンター	松原市天美西7-265-1	廃ガス洗浄施設 下水道終末処理施設	1	-	-	10	No.1排水口 平成23年度休止
				2	R1.8.29	0.012	10	No.2排水口